

大阪市告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のように市道の一部を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月6日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	廃止の期日
医科大学前通線	北区中之島4丁目17番の4地先から 同区中之島5丁目17番の4地先まで (別紙参考図1参照)	告示の日
福島区第26号線	福島区鷺洲1丁目44番の35地から 同区同 44番の35地まで (別紙参考図2参照)	告示の日
鶴町4丁目2号線	大正区鶴町4丁目3番の6地から 同区同 3番の6地まで (別紙参考図3参照)	告示の日

	<p>大正区鶴町 4 丁目 3 番の 10 地から 同 区 同 3 番の 10 地まで (別紙参考図 3 参照)</p>	告 示 の 日
天 王 寺 方 面 東 西 5 号 線	<p>天王寺区堂ヶ芝 1 丁目 6 番地先から 同 区 同 9 番の 2 地先まで (別紙参考図 4 参照)</p>	告 示 の 日

(建設局総務部管財課)